

最高裁秘書第2629号

令和7年8月7日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会委員長

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和7年7月31日に答申（令和7年度（最情）答申第25号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 令和6年度（最情）諮問第52号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（4233）5249（直通）

諮問日：令和7年1月27日（令和6年度（最情）諮問第52号）

答申日：令和7年7月31日（令和7年度（最情）答申第25号）

件名：報道各社からの依頼に基づき第26回国民審査を受ける最高裁判所裁判官のアンケート回答を送付した際に作成又は取得した文書の一部不開示の判断に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

最高裁が、報道各社からの依頼に基づき、第26回国民審査を受ける最高裁判所裁判官のアンケート回答を送付した際に作成し、又は受領した文書の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、別紙記載の各文書（以下「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和6年12月6日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件対象文書の不開示部分が本当に行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条6号に定める不開示情報に相当するかどうか不明であるから、この点を確かめてもらうために苦情の申出をする。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件対象文書は報道機関からアンケートの依頼を受けた最高裁判所の裁判官が作成した回答書であるところ、原判断において不開示とした部分（以下「本件不開示部分」という。）にはアンケートの質問事項及び回答が具体的に記載

されている。このうち質問事項は報道機関の取材内容そのものであり、回答についても報道機関がその編集方針に基づき編集の上報道されることが予定されているものであると考えられる。

そうすると、本件不開示部分を公にすることで報道機関の取材活動の内容が他に知られるなど、報道機関における取材活動の自由を尊重することで築き上げられてきた報道機関との信頼関係が損なわれて、広報事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、本件不開示部分に記載された情報は、法5条6号に定める不開示情報に相当する。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和7年1月27日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を収受
- ③ 同年6月20日 本件対象文書の見分及び審議
- ④ 同年7月18日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 本件対象文書を見分した結果によれば、本件不開示部分には、報道機関からの国民審査を受ける最高裁判所判事に対するアンケートの質問事項及び各最高裁判所判事が作成した回答が具体的に記載されていることが認められる。上記記載内容のうち、質問事項は報道機関の取材内容そのものであり、回答については報道機関がその編集方針に基づき、編集の上報道されることが予定されているものであると考えられる。これらの記載内容を踏まえて検討すれば、本件不開示部分を公にすると、報道機関の取材内容や編集内容が明らかになり、取材活動や編集の方針等が他から推知され、報道機関における取材活動の自由を尊重することで築き上げられてきた裁判所と報道機関の間の信頼関係が損なわれるおそれがあることが認められることから、裁判所における広報事務の適正

な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとの最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

したがって、本件不開示部分は、法5条6号に規定する不開示情報に相当すると認められる。

2 以上のとおり、原判断については、本件不開示部分が法5条6号に規定する不開示情報に相当すると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

委員 長 戸 雅 子

委員 川 神 裕

別紙

- 1 「国民審査アンケート回答表」と題する文書（「お名前：尾島明」と記載があるもの）
- 2 「国民審査アンケート回答表」と題する文書（「お名前：宮川美津子」と記載があるもの）
- 3 「国民審査アンケート回答表」と題する文書（「お名前：今崎幸彦」と記載があるもの）
- 4 「国民審査アンケート回答表」と題する文書（「お名前：平木正洋」と記載があるもの）
- 5 「国民審査アンケート回答表」と題する文書（「お名前：石兼公博」と記載があるもの）
- 6 「国民審査アンケート回答表」と題する文書（「お名前：中村愼」と記載があるもの）